

## 生活福祉資金貸付

内容	低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯などに対して、資金の貸付と必要な援助を行うことによって生活安定と、経済的自立を図ることを目的とし、必要な状況に応じて資金貸付を行っています。	 HPはこちらから
対象	低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯で他から必要な資金の融通を受けることが困難である世帯。※その他諸条件や、必要な書類等がありますので、事前にご相談ください。	

☎社会福祉法人 厚木市社会福祉協議会

☎ 225-2947

受付▶月～金(祝祭日、年末年始を除く)8時30分～17時15分

## シルバー人材センター

説明	お客さまの依頼に迅速に対応し、満足と安心をお届けするために、様々な仕事に従事する会員を募集しています。
----	---

☎公益社団法人厚木市シルバー人材センター

☎ 224-9585

受付▶月～金(祝祭日、年末年始を除く)8時30分～17時15分

## ハローワーク

説明	主に職業紹介事業を行っています。
----	------------------

☎ハローワーク厚木

☎ 296-8609



## 高年齢雇用継続給付

内容	60歳時点の賃金に比べ、賃金額が75%未満に低下した60歳から65歳までの雇用保険の被保険者の方に給付金が支給されます。雇用保険の基本手当を受給していない方を対象とする「高年齢雇用継続基本給付金」と、基本手当を受給し再就職した方を対象とする「高年齢再就職給付金」があります。	 HPはこちらから
----	---	---

問 ハローワーク厚木

☎ 296-8609

## 高年齢者継続雇用奨励補助金

内容	高年齢者を継続して雇用する市内中小企業に補助金を交付します。※8月1日から31日まで	 HPはこちらから
対象	66歳から70歳の高年齢者を1年以上継続して常用雇用している常用労働者数300人以下の市内中小企業	

問 産業振興課

☎ 225-2832





## 老齢になったときの年金

### 【特別支給の老齢厚生年金】

特別支給の老齢厚生年金は、厚生年金の加入期間（共済年金を含む）が1年以上ある方に生年月日に応じて65歳になるまで支給されます。

男性：昭和36年4月1日以前に生まれた方

女性：昭和41年4月1日以前に生まれた方

※長期加入の方・障害をお持ちの方は受給開始年齢の特例があります。

### 【雇用保険の失業給付と年金の調整】

特別支給の老齢厚生年金と雇用保険の失業給付は、同時に受け取れません。また、厚生年金の被保険者で特別支給の老齢厚生年金を受け取っている方が、雇用保険の高年齢雇用継続給付を受け取る時は、在職による年金の支給停止に加えて、一部の年金が支給停止されます。

### 【在職老齢年金（働きながら年金を受け取る時）】

70歳未満の方が会社に就職し厚生年金保険に加入した場合や、70歳以上の方が厚生年金の適用事業所にお勤めになった場合には、老齢厚生年金の額と給与や賞与の額に応じて、年金の一部または全部が支給停止となる場合があります。

## 【老齢年金の繰上げ・繰下げ受給 (65歳前に受け取りたい・66歳以降に受け取りたい)】

年金を受けられるのは、原則として65歳に達した日(特別支給の老齢厚生年金を除く)の翌月分からですが、65歳前に受給(繰上げ受給)したり、66歳以降75歳<sup>\*</sup>までになる間に請求して受け取る(繰下げ受給)することができます。いったん繰上げ・繰下げ請求すると一生同じ割合で現額又は増額された率の年金を受け取ることになります。

※令和4年3月までは70歳まで

## 【年金を受け取るための手続き】

基礎年金番号をお持ちの方には、60歳または65歳の誕生日の約3カ月前に、日本年金機構または共済組合等から「老齢年金のお知らせ」や「年金に関するお知らせ」が届きます。

老齢年金の受給権が発生する年の誕生月の約3カ月前に、日本年金機構または共済組合等から「年金請求書」が届きます。必要事項を記入し、受給開始年齢の誕生日の前日以降に提出します。

《提出先》

- ・年金加入期間が国民年金(第1号被保険者)のみの方…厚木市役所
- ・それ以外の方…日本年金機構厚木年金事務所



## 【65歳になったときの年金請求 (特別支給の老齢厚生年金を受給されている方)】

特別支給の老齢厚生年金を受けている人が65歳になったときは、新たに本来支給される「老齢基礎年金と老齢厚生年金」を受給するため、あらためて年金の請求手続きが必要になります。

65歳になる誕生月（1日生まれの方は前月）の初めに、日本年金機構から「年金請求書（はがき形式）」が送られてきますので、誕生月の月末（1月生まれの方は前月末日）までに返送します。

## 【年金生活者支援給付金】

公的年金等の収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の方に対して、支給されます。

※対象の方には、日本年金機構から請求書が届きます。

（既に年金生活者支援給付金を受け取っている方は手続き不要です）。

問 日本年金機構

厚木年金事務所 ☎223-7171

ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

受付▶ 月曜日：8時30分～19時

火～金曜日：8時30分～17時15分

第2土曜日：9時30分～16時

